

事務連絡
令和6年9月30日

各都道府県私立学校事務主管課 御中

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

令和6年度教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）に係る事業実施計画書等の提出について（依頼）

平素より、文部科学行政に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

標記事業について、令和6年6月3日付けで交付決定を行ったところではありますが、この度、下記のとおり新たに交付を希望する学校法人に対し、追加募集を行います。

については、所轄の学校法人に対して周知くださるようお願いいたします。

なお、事業実施計画書等の提出に当たっては、学校法人から直接、文部科学省に提出いただくこととします。

記

1. 追加募集の対象補助事業

教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）交付要綱で掲げる補助事業のうち、別記2「医療的ケア看護職員配置事業」

2. 留意事項

(1)（経費の配分・使用方法）における内訳については、使途及び数量等が把握できるよう詳細に記載してください

※令和6年度の交付内定額の決定においては、交付申請予定額及び事業実施計画書に記載の経費を精査し、以下の経費を対象外と整理しています。補助対象経費に該当する経費が計上されていないことを確認の上、提出ください。

（参考）令和6年度の交付内定額の決定に当たり対象外と整理した経費

＜補助事業全体＞

・補助対象目的外の経費であり、補助対象外であると当省が整理した経費

＜医療的ケア看護職員配置事業＞

上記に加え、以下についても対象外と整理

・医療機器（パルスオキシメーター、体温計等）

・医療的ケア児受入れのための整備（フロアマット、ベッド、ポータブルトイレ等）

・研修実施に係る経費（研修講師派遣・会議費・研修受講料）

・指示書の発行に係る経費

(2) 過去の実績等を考慮し、実績報告時において不用額が過多とならないようにしてください。

- (3) 本年度予算の範囲内での内定となるため、執行や申請の状況によって交付申請予定額通りの交付とならない可能性があります。令和7年度の手続きにおいては、過年度の交付決定額に対する不用額の割合等に応じて調整を行い、傾斜をつけて交付内定を行う予定です。
- (4) 文部科学省からの交付内定前に発生した費用については補助対象外となります。

3. 提出方法

- (1) 提出書式（押印不要）
- ・ 事業実施計画書（別記2様式1）
 - ・ 交付申請一覧（様式第2）
- ※ExcelファイルとPDFファイルの両方を提出すること。
- ・ PDFファイルは提出資料を一つにまとめ、メールに添付するPDFファイルは1つにする。
- (2) 文部科学省への提出期限
令和6年11月1日（金）17:00
- (3) 提出先
特別支援教育課支援第一係：seika@mext.go.jp
※学校法人から直接文部科学省に提出すること。
※件名は「【学校法人名】R6.2次募集切れ目ない補助金事業実施計画書」とする。

4. 今後の予定	令和6年11月 1日	事業実施計画書等の提出締切
	令和6年11月15日	交付内定
	令和6年12月11日	交付申請提出依頼
	令和7年 1月10日	交付申請提出締切
	令和7年 2月 3日	交付決定
	令和7年 3月 上旬	実績報告書等提出依頼
	令和7年 4月 中旬	実績報告書提出締切
	令和7年 4月 下旬	額の確定

※上記日程は現時点での予定であり、今後変更する可能性があることに留意ください。

【本件問合せ先】

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
支援第一係 福島、竹村

TEL : 03-6734-3192

E-mail : seika@mext.go.jp